

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(認証基準)</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第11条の規定により認証を取り消された法人（当該取り消しの日前3月以内に当該法人の代表者や理事、役員であった者が代表者や理事、役員である法人を含む。）については、その取り消しの日から県が長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会（以下「分科会」という。）の意見を聴いて定める期間を経過していること。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(認証)</p> <p>第4条 県は、第2条に規定する認証基準に基づく審査を行い、その要件をすべて満たしている場合には、評価機関を認証する。認証に当たっては、あらかじめ分科会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第5条～第10条 (略)</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。なお、認証を取り消すときは、あらかじめ分科会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和元年 月 日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(認証基準)</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第11条の規定により認証を取り消された法人（当該取り消しの日前3月以内に当該法人の代表者や理事、役員であった者が代表者や理事、役員である法人を含む。）については、その取り消しの日から県が長野県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて定める期間を経過していること。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(認証)</p> <p>第4条 県は、第2条に規定する認証基準に基づく審査を行い、その要件をすべて満たしている場合には、評価機関を認証する。認証に当たっては、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。なお、認証を取り消すときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(追加)</p>